

社会福祉法人慈光明徳会 役員及び評議員に対する 報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人慈光明徳会（以下「当法人」）の役員並びに評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程で言う役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 役員及び評議員の報酬は無報酬とする。

(会議の出席)

第4条 役員及び評議員が当法人の会議に出席した場合は、実費弁償費として1,500円を支払うことができる。

2 交通費の実費が実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

実費弁償を超える場合の交通費については最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃とする。

(1) 鉄道賃は乗車賃及び急行料金（特急、座席指定、寝台を含む）の実費額とする。

(2) 船賃、航空賃は実費額とする。

(3) 車賃はバスの実費運賃又は、自家用車による出張の場合は1キロメートルにつき37円とする。

(4) 車賃は全路程を通算して計算し、路程のキロ数はインターネットサイトのNAVITIMEによる。また、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

3 施設の職員を兼務する役員には、これを支給しないものとする。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が法人業務の為出張した場合は、第3条第2項の規定に基づいて旅費を支給する。ただし、施設の職員を兼務する役員を除き、旅費が5,000円を下回る場合は、一律5,000円を支給する。

2 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(出張命令)

第6条 役員及び評議員の出張は理事長の出張命令によるほか、会議招集権者の発する招集通知
によることができる

(改正)

第7条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

(附則)

この規程は、平成29年 6月12日から施行する。